

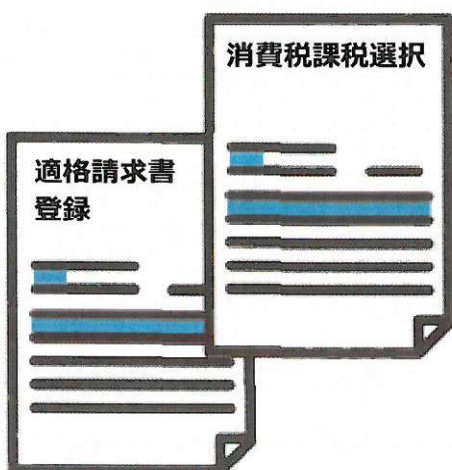
個人事業者向け案内

 **インボイス登録したみなさん**

2割特例要注意

2割特例とは、売上税額の2割相当を納めれば良いというインボイス制度に関する『特例措置』です。

 **以下の人は要注意**



令和4年中に以下2つの書類を提出

- ・消費税課税事業者選択届出書
- ・適格請求書発行事業者の登録申請書

**2割特例
使えません**

※2023年1月～12月分の課税売上にかかる消費税

 **まだ間に合う2割特例**

消費税課税事業者選択不適用届を
今年（2023年）12月31日までに
税務署へ提出すればO.K.

※2023年10月～12月分申告から2割特例適用可能

※令和4年中に上記2種の書類を提出している事業者が対象

詳細は組合へ相談下さい